省　　令

○厚生労働省令第三十号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百三十万円」を「二百三十二万六千円」に改め、同条第二号中「百八万六千円」を「百四万八千円」に改める。

別表第一(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.098	5級地の1	0.090
2級地の1	0.096	5級地の2	0.090
2級地の2	0.096	5級地の3	0.090
2級地の3	0.096	5級地の4	0.090
3級地の1	0.094	6級地の1	0.088
3級地の2	0.094	6級地の2	0.088
3級地の3	0.094	6級地の3	0.088
3級地の4	0.094	無級地の1	0.086
4級地の1	0.093	無級地の0	0.086
4級地の2	0.093		
4級地の3	0.093		
4級地の4	0.093		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.032	Ⅱの地域10種地	0.018
Ⅰの地域9種地	0.032	Ⅱの地域9種地	0.018
Ⅰの地域8種地	0.029	Ⅱの地域8種地	0.018
Ⅰの地域7種地	0.023	Ⅱの地域7種地	0.016
Ⅰの地域6種地	0.013	Ⅱの地域6種地	0.012
Ⅰの地域5種地	0.009	Ⅱの地域5種地	0.009
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の事務費交付金から適用する。

○経済産業省令第八号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

（発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業に係る」の下に「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」を加え、「、「環境」を「並びに環境」に改める。

第二十二条及び第二十三条中「第二十条」を「第三十七条」に改め、第二十三条を第四十条とし、第二十二条を第三十九条とする。

第二十一条を第三十八条とする。

第二十条中「第一条」を「第十五条」に改め、同条を第三十七条とする。

第十九条を第三十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第三十四条　特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十五条　特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。

2　前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

3　必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十六条　前条の規定により報告書を作成するに当たっては、次に掲げる事項について、当該報告書に記載するものとする。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定対象事業の名称、特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の原動力の種類及び出力並びに特定対象事業が実施された区域等、特定対象事業に関する基礎的な情報

二　事後調査の項目、手法及び結果

三　環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

四　第二号の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

五　専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等

六　報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨